

## 青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」（以下「実習」という。）に関する実習受入協力事業所（以下「協力事業所」という。）の登録について、その取扱いを定めることを目的とする。

### (協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する居宅介護支援事業所とする。

- （1）特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所。
- （2）特定事業所加算の取得を予定している居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業所。ただし、実務研修初日までに主任介護支援専門員が配置される見込みである場合を含む。
- （3）特定事業所加算の取得の予定がない居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員が配置されており、実習の指導体制が整っている居宅介護支援事業所。

### (協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により県が指定した指定研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）から実習生の受入れについて依頼があった場合には、原則としてこれを受け入れなければならない。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請をしようとする事業所は、青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（以下「登録申請書」という。）（様式第1号）を青森県（以下「県」という。）に対し、その定める日までに提出しなければならない。

### (登録の承認、不承認)

第5条 県は、前条の規定により登録の申請があったときは、当該申請をした事業所が第2条に規定する要件に適合することを確認し、登録することが適当であると認めるときは、当該申請をした事業所を協力事業所として登録するものとする。

- 2 県は、前項の規定による確認の結果を、青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請をした事業所に通知するものとする。
- 3 県は、指定研修実施機関に対して、その業務の実施に関し必要な情報を、実務研修の受講者に対して、実習の受講に関し必要な情報を提供することができる。

(登録の変更)

第6条 協力事業所は、青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書の内容に変更が生じたときは、変更した日から30日以内に介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更届出書(様式第3号)を県に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力事業所は、第2条に規定する要件を満たすことができなくなったときは、速やかに青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録辞退届出書(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 県は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができるものとする。

(1) 申請に虚偽があった場合

(2) 登録要件を満たさなくなったことが明らかになった場合

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該協力事業所であった事業所に青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月8日から適用する。

この要綱は、平成31年4月9日から適用する。